

平成二十四年政令第百八十六号

宇宙政策委員会令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 宇宙政策委員会（以下「委員会」という。）は、委員九人以内で組織する。

第二条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命） 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条 委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 委員は、再任されることがある。

第六条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第七条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第八条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第九条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十二条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十三条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十四条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十五条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十六条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十七条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十八条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十九条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十一条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十二条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十三条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十四条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十五条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十六条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十七条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十八条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第二十九条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十一条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十二条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十三条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十四条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十五条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十六条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十七条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十八条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三十九条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第四十条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第四十一条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第四十二条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第四十三条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第四十四条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。
- （資料の提出等の要求）
- 3 委員会の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。
- （雜則）
- 1 この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。
 - 2 附 則（平成二七年四月一〇日政令第一九一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年七月二九日政令第二六四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年七月二九日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。